鳥取県測量等業務制限付一般競争入札実施要綱の一部改正

鳥取県測量等業務制限付一般競争入札実施要綱（平成 19 年８月１日付第 200700065699 号鳥取県県土整備部長通知）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改　正　後

（目的）

第１条　この要綱は、委託対象設計金額が 200 万円以上であって、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第３条第１項の規定により総務大臣が定める特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約に係る基準額未満の測量等業務を制限付一般競争入札に付する場合において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号）及び鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成 19 年鳥取県規則第 76 号。以下「入札規則」という。）で規定されたもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

第２～５条　略

別表第１　略

別表第２（第５条関係）

建設コンサルタント登録、地質調査業者登録、補償コンサルタント登録、同種業務実績及び配置技術者要件を設定する業務

１　発注業種別の応募条件

（１）測量業務

公告事項 業務の難易度・規模	入札参加者の条件				低価格落札者の条件
	会社要件		配置技術者要件		配置技術者要件
	建設コンサルタント登録・登録部門	同種業務実績	特定資格	同種業務履行実績	特定資格
特に難易度の高い業務		○	○※２）	△※１）	○
委託対象設計金額が２千万円以上		○	○※２）	△※１）	○
委託対象設計金額が１千万円以上２千万円未満		－	○※２）	－	○
委託対象設計金額が２百万円以上１千万円未満		－	○※２）	－	○

※１）、※２）　略

（２）土木関係建設コンサルタント業務

公告事項 業務の難易度・規模	入札参加者の条件				低価格落札者の条件
	会社要件		配置技術者要件		配置技術者要件
	建設コンサルタント登録・登録部門	同種業務実績	特定資格	同種業務履行実績	特定資格
特に難易度の高い業務	○	○	○	△※２）	○
委託対象設計金額が２千万円以上	△※１）	○	○	△※２）、△※３）	○

改　正　前

（目的）

第１条　この要綱は、委託対象設計金額が 100 万円以上であって、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第３条第１項の規定により総務大臣が定める特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約に係る基準額未満の測量等業務を制限付一般競争入札に付する場合において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号）及び鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成 19 年鳥取県規則第 76 号。以下「入札規則」という。）で規定されたもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

第２～５条　略

別表第１　略

別表第２（第５条関係）

建設コンサルタント登録、地質調査業者登録、補償コンサルタント登録、同種業務実績及び配置技術者要件を設定する業務

１　発注業種別の応募条件

（１）測量業務

公告事項 業務の難易度・規模	入札参加者の条件				低価格落札者の条件
	会社要件		配置技術者要件		配置技術者要件
	建設コンサルタント登録・登録部門	同種業務実績	特定資格	同種業務履行実績	特定資格
特に難易度の高い業務		○	○※２）	△※１）	○
委託対象設計金額が２千万円以上		○	○※２）	△※１）	○
委託対象設計金額が１千万円以上２千万円未満		－	○※２）	－	○
委託対象設計金額が１百万円以上１千万円未満		－	○※２）	－	○

※１）、※２）　略

（２）土木関係建設コンサルタント業務

公告事項 業務の難易度・規模	入札参加者の条件				低価格落札者の条件
	会社要件		配置技術者要件		配置技術者要件
	建設コンサルタント登録・登録部門	同種業務実績	特定資格	同種業務履行実績	特定資格
特に難易度の高い業務	○	○	○	△※２）	○
委託対象設計金額が２千万円以上	△※１）	○	○	△※２）、△※３）	○

改　正　後

委託対象設計金額が １千万円以上 ２千万円未満	△※1)	△※3)	△※1)	△※3)	○
委託対象設計金額が ２百万円以上 １千万円未満	－	－	－	－	○

注1）～注3）　略

※1）～※3）　略

（３）地質調査業務

公告事項＼業務の難易度・規模	入札参加者の条件				低価格落札者の条件
	会社要件		配置技術者要件		配置技術者要件
	地質調査業者登録等	同種業務実績	特定資格	同種業務履行実績	特定資格
特に難易度の高い業務	○	○	○	△※1)	○
委託対象設計金額が ２千万円以上	○	○	○	△※1)	○
委託対象設計金額が １千万円以上 ２千万円未満	○	－	○	－	○
委託対象設計金額が ２百万円以上 １千万円未満	－	－	－	－	○

注1）～注3）　略

※1）　略

（４）補償関係コンサルタント業務

公告事項＼業務の難易度・規模	入札参加者の条件				低価格落札者の条件
	会社要件		配置技術者要件		配置技術者要件
	補償コンサルタント登録・登録部門	同種業務実績	特定資格	同種業務履行実績	特定資格
特に難易度の高い業務	○	○	○	△※1)	○
委託対象設計金額が ２千万円以上	○	○	○	△※1)	○
委託対象設計金額が １千万円以上 ２千万円未満	○	－	○	－	○
委託対象設計金額が ２百万円以上 １千万円未満	－	－	○	－	○

注1）、注2）　略

※1）　略

別表第３　略

別表第４（第５条関係）

改　正　前

委託対象設計金額が １千万円以上 ２千万円未満	△※1)	△※3)	△※1)	△※3)	○
委託対象設計金額が １百万円以上 １千万円未満	－	－	－	－	○

注1）～注3）　略

※1）～※3）　略

（３）地質調査業務

公告事項＼業務の難易度・規模	入札参加者の条件				低価格落札者の条件
	会社要件		配置技術者要件		配置技術者要件
	地質調査業者登録等	同種業務実績	特定資格	同種業務履行実績	特定資格
特に難易度の高い業務	○	○	○	△※1)	○
委託対象設計金額が ２千万円以上	○	○	○	△※1)	○
委託対象設計金額が １千万円以上 ２千万円未満	○	－	○	－	○
委託対象設計金額が １百万円以上 １千万円未満	－	－	－	－	○

注1）～注3）　略

※1）　略

（４）補償関係コンサルタント業務

公告事項＼業務の難易度・規模	入札参加者の条件				低価格落札者の条件
	会社要件		配置技術者要件		配置技術者要件
	補償コンサルタント登録・登録部門	同種業務実績	特定資格	同種業務履行実績	特定資格
特に難易度の高い業務	○	○	○	△※1)	○
委託対象設計金額が ２千万円以上	○	○	○	△※1)	○
委託対象設計金額が １千万円以上 ２千万円未満	○	－	○	－	○
委託対象設計金額が １百万円以上 １千万円未満	－	－	○	－	○

注1）、注2）　略

※1）　略

別表第３　略

別表第４（第５条関係）

改　正　後	改　正　前

改正後

県内に本店を有する有資格者の場合

（１）建築関係建設コンサルタント業務以外の測量等業務に係るもの

業種	規模／難易度	委託対象設計金額が200万円以上400万円未満	委託対象設計金額が400万円以上1千万円未満	委託対象設計金額が1千万円以上2千万円未満	委託対象設計金額が2千万円以上
測量業務	特に高い	略			
	通　　常	略			
土木関係建設コンサルタント業務	特に高い	略			
	高　　い	略			
	通　　常	略			
地質調査業務	特に高い	略			
	高　　い	略			
	通　　常	略			
補償関係コンサルタント業務	特に高い	略			
	通常 土地調査業務以外	略			
	通常 土地調査業務 下記以外	略			
	通常 土地調査業務 共通仕様書に規定する用地測量を含む場合	略			

注1）～注7）　略

（２）建築関係建設コンサルタント業務

業種	規模／難易度	委託設計対象金額が200万円以上300万円未満	委託設計対象金額が300万円以上500万円未満	委託設計対象金額が500万円以上900万円未満	委託設計対象金額が900万円以上
建築設計	特に高い	略			
	高　　い	略			

改正前

県内に本店を有する有資格者の場合

（１）建築関係建設コンサルタント業務以外の測量等業務に係るもの

業種	規模／難易度	委託対象設計金額が100万円以上400万円未満	委託対象設計金額が400万円以上1千万円未満	委託対象設計金額が1千万円以上2千万円未満	委託対象設計金額が2千万円以上
測量業務	特に高い	略			
	通　　常	略			
土木関係建設コンサルタント業務	特に高い	略			
	高　　い	略			
	通　　常	略			
地質調査業務	特に高い	略			
	高　　い	略			
	通　　常	略			
補償関係コンサルタント業務	特に高い	略			
	通常 土地調査業務以外	略			
	通常 土地調査業務 下記以外	略			
	通常 土地調査業務 共通仕様書に規定する用地測量を含む場合	略			

注1）～注7）　略

（２）建築関係建設コンサルタント業務

業種	規模／難易度	委託設計対象金額が100万円以上300万円未満	委託設計対象金額が300万円以上500万円未満	委託設計対象金額が500万円以上900万円未満	委託設計対象金額が900万円以上
建築設計	特に高い	略			
	高　　い	略			

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><td>業務</td><td>通　　常</td><td>略</td></tr>
<tr><td>設備設計業務</td><td>—</td><td>略</td></tr>
<tr><td>建築監理業務</td><td>—</td><td>略</td></tr>
</table>
注1)、注2)　略

（３）技術者の取扱い

ア　土木関係建設コンサルタント業務
照査技術者は、管理技術者と兼務することができない。

イ　地質調査業務
照査技術者は、主任技術者と兼務することができない。

ウ　補償関係コンサルタント業務
照査技術者は、主任担当者と兼務することができない。

エ　複数の業種にわたる業務を一括して発注した場合
照査技術者は、それぞれの業種に必要な資格要件を満たせば各業種を兼務することができる。
管理技術者、主任技術者及び主任担当者は、それぞれの業種に必要な資格要件を満たせば各業種を兼務することができるが、照査技術者（他業種を含む）を兼務することはできない。

別表第５　略
</td><td>
<table>
<tr><td>業務</td><td>通　　常</td><td>略</td></tr>
<tr><td>設備設計業務</td><td>—</td><td>略</td></tr>
<tr><td>建築監理業務</td><td>—</td><td>略</td></tr>
</table>
注1)、注2)　略

（３）技術者の取扱い
ア　測量業務
照査技術者は、主任技術者又は現場代理人と兼務することができない。
主任技術者は、現場代理人と兼務することができる。

イ　土木関係建設コンサルタント業務
照査技術者は、管理技術者と兼務することができない。

ウ　地質調査業務
照査技術者は、管理技術者又は現場代理人と兼務することができない。
管理技術者は、現場代理人と兼務することができる。

エ　補償関係コンサルタント業務
照査技術者は、主任担当者と兼務することができない。

オ　複数の業種にわたる業務を一括して発注した場合
照査技術者は、それぞれの業種に必要な資格要件を満たせば各業種を兼務することができる。
管理技術者、現場代理人、主任技術者及び主任担当者は、それぞれの業種に必要な資格要件を満たせば各業種を兼務することができるが、照査技術者（他業種を含む）を兼務することはできない。

別表第５　略
</td></tr>
</table>

附　則

この改正は、令和８年４月１日以降に調達公告を行う測量等業務から適用する。